

板橋区資源物の運搬禁止命令等に係る
資源物持ち去り防止パトロール協力員設置要綱

平成 29 年 2 月 10 日 区長決定

改正 令和 3 年 4 月 1 日 資源環境部長決定

(目 的)

第 1 条 この要綱は、板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例（平成 11 年 12 月 1 日東京都板橋区条例第 49 号。以下「条例」という。）第 34 条の 2 第 1 項に違反する資源物持ち去り行為（以下「違反行為」という。）の撲滅に向けて、板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する規則（平成 12 年 3 月 30 日東京都板橋区規則第 38 号。以下「規則」という。）第 16 条の 2 第 6 項に規定する資源物持ち去り防止パトロール協力員（以下「協力員」という。）を置くことについて必要な事項を定めるものとする。

(協力員の要件)

第 2 条 協力員は、次の各号に掲げる要件を有している者とする。

- (1) 年齢満 18 歳以上であること。
- (2) 次に掲げるア、イのいずれかに該当すること。

ア 区から資源物持ち去り防止パトロール業務の委託を受けた者。

イ 区と板橋区資源リサイクル事業協同組合等が合同で年 2 回実施している「関係機関合同資源物持ち去り防止パトロール」に 1 年以上にわたり参加した実績を有する者。

(協力員の委嘱)

第 3 条 区長は、前条の要件を満たす者の中から、適当と認める者を協力員として委嘱する。

2 区長は、協力員の委嘱をしたときは、資源物持ち去り防止パトロール協力員証（別記第 1 号様式、以下「協力員証」という。）を交付する。

(協力員の任期)

第 4 条 協力員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(協力員の解嘱)

第 5 条 協力員が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、区長は委嘱を解くものとする。

- (1) 本人から辞退の申し出があったとき。

(2)その他、区長が委嘱を解く必要があると認めたとき。

(協力員の業務)

第6条 協力員は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 違反行為の撲滅に向け、パトロールを月2回以上実施し、月1回報告書の提出を行うこと。
- (2) 違反行為をした者に対し、当該行為が条例違反であり、規則第16条の2第2項の規定による警告書の交付対象となりうることを注意書(別記第2号様式)により周知すること。
- (3) 違反行為をした者を発見した場合、状況等を記録し、規則第16条の2第5項の規定による板橋区資源物持ち去り防止指導員に通報すること。
- (4) 関係機関合同資源物持ち去り防止パトロールに参加するとともに、区の資源物持ち去り防止施策に協力すること。

(協力員証の携行)

第7条 協力員は、パトロールを行う際、協力員証を必ず携行しなければならない。

(庶務)

第8条 協力員に関する庶務は、資源環境部資源循環推進課において処理する。

(委任)

第9条 この基準を施行するために必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年7月28日から施行する。

表(縦5.4cm×横8.9cm)



第 号

写真
20mm×20mm

資源物持ち去り防止 パトロール協力員証

氏名

上記のものは、資源物持ち去り防止パトロール協力員であることを証明する。

年 月 日 委嘱（協力員の任期は、2年とする。）

東京都板橋区長

印

裏(縦5.4cm×横8.9cm)

この証明書を携帯する者は、東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例（平成十一年板橋区条例第四十九号。以下「条例」という。）及び東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する規則（平成十二年板橋区規則第三十八号。以下「規則」という。）に基づき以下の業務を行うものとして区長が委嘱した者である。

業務

- （一）条例第三十四条の二第一項に違反する資源物持ち去り行為（以下「違反行為」という。）の撲滅に向け、パトロールを月二回以上実施し、月一回報告書の提出を行うこと。
- （二）違反行為をした者に対して、当該行為が条例違反であり、規則第十六条の二第二項の規定による警告書の交付対象となることを注意書により周知すること。
- （三）違反行為をした者を発見した場合、状況等を記録し、規則第十六条の二第六項の規定による板橋区資源物持ち去り防止指導員に通報すること。
- （四）関係機関合同資源物持ち去り防止パトロールに参加するとともに、区の資源物持ち去り防止施策に協力すること。

関係条文

東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例抜すい（収集又は運搬の禁止等）
第三十四条の二 集積所に置かれた資源物については、区及び区長が指定する事業者以外のものは、これを収集し、又は運搬してはならない。
二 前項の規定に違反して、資源物を収集し、又は運搬した者は、その収集し、又は運搬した資源物を原状に復さなければならない。
三 区長は、第一項の規定に違反して、資源物を収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう警告することができる。
四 区長は、前項の警告に従わない者に対し、資源物の収集及び運搬を行わないよう命令することができる。
五 区長は、前項の命令に従わない者について、前項の命令に従わない旨並びに氏名及び住所その他必要な事項を公表することができる。

東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する規則抜すい（運搬禁止命令等）
第十六条の二

二 条例第十六条の二第三項に規定する警告は、その内容を記載した収集・運搬禁止警告書（別記第三十七号様式）により行うものとする。

五 区長は、第一項から第三項までに規定する事務を行わせる職員として、板橋区資源物持ち去り防止指導員を置く。

六 区長は、次に掲げる業務を行わせるため、資源物持ち去り防止パトロール協力員を置くことができる。

- （一）条例の趣旨及び内容を周知する業務
- （二）条例第三十四条の二第一項に違反する可能性がある行為を行った者に対して同条の趣旨及び内容を説明する業務
- （三）板橋区資源物持ち去り防止指導員に対して情報を提供する業務

注 意 書

板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例（平成11年東京都板橋区条例第49号。以下「条例」という。）第34条の2第1項において集積所に置かれた資源物については、区及び区長が指定する事業者以外のものは、これらを収集し、又は運搬してはならないと規定しているが、あなたはこの規定に違反している可能性がある。

本日、あなたが行った行為について区へ通報するとともに、今後集積所に置かれた資源物を条例に違反して収集又は運搬する行為を絶対に行わないよう注意する。

併せて、この条例では、裏面のとおり、刑事罰が定められていることを告知する。

年 月 日

東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、資源物の再利用を促進するとともに、廃棄物及び資源物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに循環型都市の形成を図り、もって区民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 資源物 廃棄物のうち、古紙、びん、缶等、再利用の対象となる物として板橋区規則(以下「規則」という。)で定める資源物をいう。
- (5) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (6) 集積所 区民及び事業者が廃棄物及び資源物を集積する場所として規則で定める場所をいう。

第3条～第12条 (略)

(資源物収集、再利用等)

第13条 区長は廃棄物の発生抑制及び再利用に関する計画を定めなければならない。

2 区長は、資源物の収集等を行うことにより、廃棄物の再利用の促進に努めなければならない。

3 区長は、物品の調達に当たっては、再生品等の環境に配慮した製品を選択する等により、自ら廃棄物の発生抑制及び再利用の促進に努めなければならない。

第14条～第33条 (略)

(計画遵守義務等)

第34条 土地又は建築物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下この章、第4章、第72条及び別表において「占有者」という。)は、その土地又は建築物内の家庭廃棄物を可燃物、不燃物、資源物等に分別し、規則で定める各別の容器又は袋(以下「容器等」という。)に収納して集積所に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

2 占有者は、家庭廃棄物を収納する容器等について、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発散しないようにするとともに、当該容器等及び当該容器等を持ち出しておく集積所を常に清潔にしておかななければならない。

(収集又は運搬の禁止等)

第34条の2 集積所に置かれた資源物については、区及び、区長が指定する事業者以外のものは、これを収集し、又は運搬してはならない。

2 前項の規定に違反して、資源物を収集し、又は運搬した者は、その収集し、又は運搬した資源物を原状に復さなければならない。

3 区長は、第1項の規定に違反して、資源物を収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう警告することができる。

4 区長は、前項の警告に従わない者に対し、資源物の収集及び運搬を行わないよう命令することができる。

5 区長は、前項の命令に従わない者について、前項の命令に従わない旨並びに氏名及び住所その他必要な事項を公表することができる。

6 第3項及び第4項の規定による警告又は命令については、東京都板橋区行政手続条例(平成7年条例第31号)第3章の規定は、適用しない。

第35条～第76条 (略)

第76条の2 第34条の2第4項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

2 前項の違反行為をした者が、常習として第34条の2第1項の規定に違反したときは、50万円以下の罰金に処する。

第77条～第78条 (略)

第79条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。